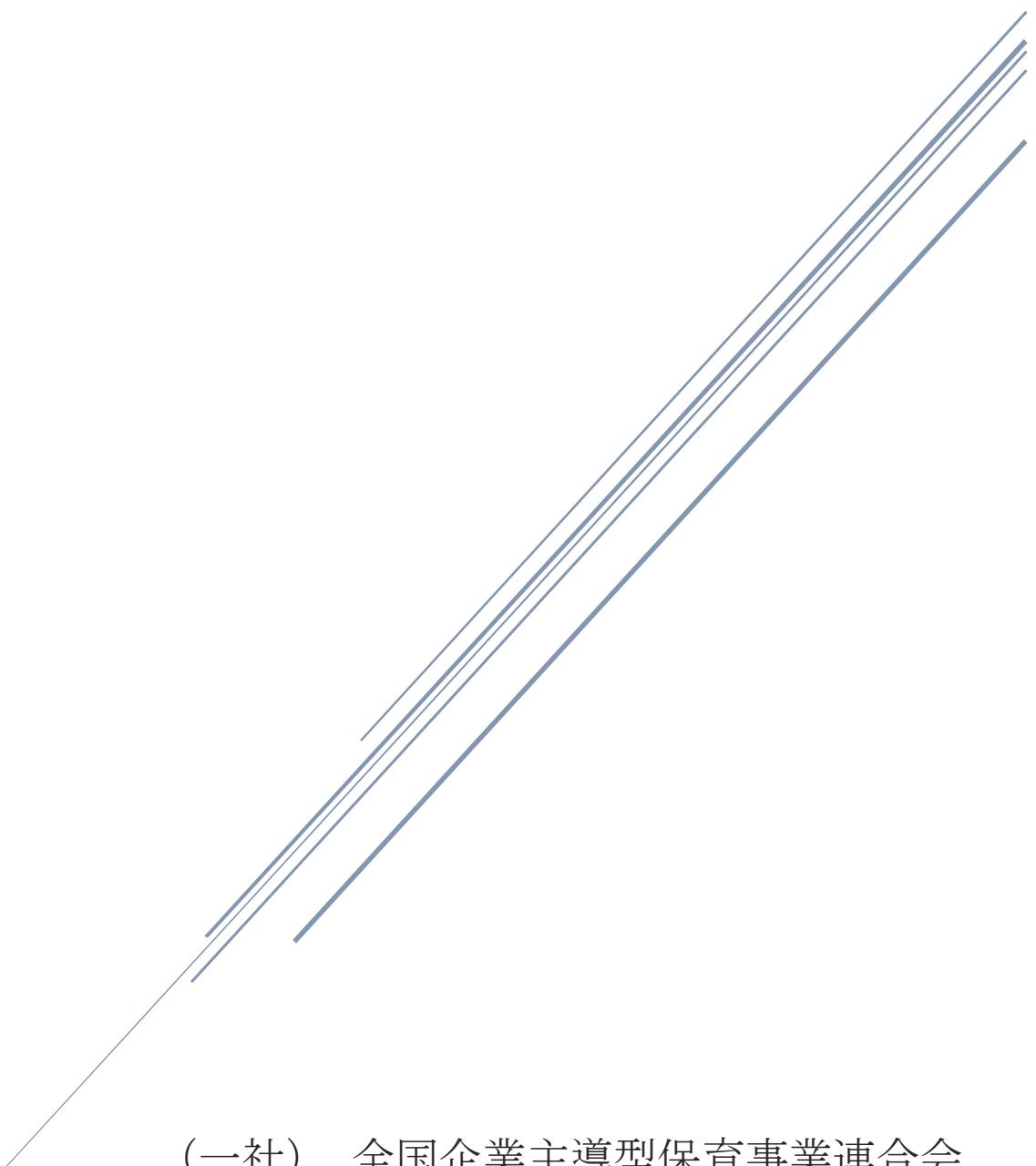


意見交換会の柱

2020年10月27日



(一社) 全国企業主導型保育事業連合会

「企業主導型保育事業 事業実施者の声」を基に、(一社) 全国企業主導型保育事業連合会として下記の通り、意見交換会の柱としてまとめる

①整備費全般について

(1) 新規募集における申請書類提出時の助成審査及び助成決定について

多くの企業主導型保育事業を新規申請する事業主は、事業計画の中で申請を行っています。現在、電子申請により書類審査を行っておりますが、何時までに審査を終えるか期間が明確に示されておらず、また、審査の進捗などの状況把握も長期に及び事業の見通しが立たずになります。速やかな助成審査と助成審査完了期間を定めていただきたい。

また、内示決定後も同様に承認から助成決定迄の期間が長く開所予定日は、原則として当該年度中とあるが事業計画に沿った運営が進められず苦慮しています。助成審査から助成決定までの期間を明確に定め、遵守していただきたい。

②運営費全般について

(1) 16日未満利用園児の日割り減算の廃止

パートタイム、アルバイト及び契約社員などに該当しない、月16日以上の保育施設の利用が必要な方も、連休及び長期休暇は発生することを考え、認可保育園同様に16日未満利用園児の日割りの減算を廃止していただきたい。

(2) 事業類型③からの移行認可

両立等支援助成金事業所内保育施設コース（又はそれに類する助成金）により助成を受けている保育園の余裕分を企業主導型保育事業事業類型③として助成を受けた場合、前者の助成金が受けられず運営が困難になっている。事業類型③から事業類型①または②への移行の認可をしていただきたい。

③各種加算について

（1）療育支援加算・障害児保育加算の設置

事務連絡平成 29 年 8 月 4 日 厚生労働省子ども家庭局 保育課社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室「保育所等における障害のある子どもに対する支援施策について」同様に企業主導型保育事業においても加算を設置していただきたい。

（2）連携推進加算の要件緩和

連携推進加算の要件に、「常勤換算 1 を満たす」「週 40 または月 160 時間」という元々の要件があり、満たすようにしてきましたが、最近は「正社員の月毎の所定労働時間に対して常勤換算 1 を満たす必要がある（最低が月 160 時間）」という見解がありました。令和元年度までは間違いなく、週 40 時間または月 160 時間 以上ののみでした。従来通りの要件に変更または緩和をお願いしたい。

（3）施設機能強化推進費加算の設置

給付施設では、職員等の防災教育・災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されるため、企業主導型保育事業においても加算を設置していただきたい。なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます（1 施設（事業所）当たり 15 万円が上限）とされておりますが、企業主導型保育事業においても毎月の避難訓練はもとより防災教育・災害発生時の対応、新型コロナウイルス感染予防など認可保育所をはじめ給付施設同様に行っており、同じように費用が発生しております。

（幼稚園の場合）

- ・一時預かり事業、満 3 歳児が入所している施設、障害児が入所している施設

（幼稚園以外施設・事業の場合）

- ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所している施設、障害児が入所している施設

④処遇改善加算について

（1）処遇改善加算額減少による改善額変動の改善

毎月の園児数によって処遇改善加算額が決定されるため、園児数減や学年構成変更によって処遇改善加算額と対象職員数が変動します。そのため、減少した時に減少した分の補填をその他の費用から賄う必要があり、安定した処遇の改善と経営の見込みを続けることが困難になります。処遇改善加算額が変動しないような制度へ改善をお願いしたい。

（2）処遇改善加算対象職員の範囲拡大

加算対象者（連携推進加算、保育補助者雇上強化加算、病児保育加算等）は処遇改善加算の対象外となっております。しかし、加算対象者も保育運営にとって必要不可欠な業務を担っており、キャリアアップしていく必要があると考えます。そのため、処遇改善加算の適応範囲を加算対象者まで拡大して頂き、保育の質向上に繋げていただきたい。

（3）処遇改善加算についての教育機会の導入

処遇改善加算の制度が年度途中に変更されるなど、理解と実務への反映が難しい状況です。児童育成協会による研修や、他施設の事例共有等を実施いただき、確実に処遇改善加算を取得、活用できる教育を提供いただきたい。

（4）処遇改善Ⅱの支給方法の遡りについて

処遇改善加算について、加算の決定は月次申請の承認をもって決定されるかと存じます。その場合、対象月（4月の場合）確定になるのは、6月の末日となります。4月の給与の支払いは5月に行うことになるため、処遇改善加算が確定で出ていない状況で、法人が持ち出すことになります。よって、処遇改善加算の支給に関しては、3ヶ月の遡りができるようにしていただきたい。また、この点に関しての詳細を要項に例として記載をしていただきたい。

⑤会計について

(1) 会計相談窓口の設置

様々な法人形態や運営形態が存在するため、会計を個別で考慮する機会が多く見られます。現状、児童育成協会の窓口へ相談しても明確な回答を頂けないことがあります。そのため、会計の専門家へ相談できる窓口を設置していただき、正しい運営ができる仕組みを作っていただきたい。

(2) 会計処理基準の明確化

明確な会計処理基準が存在しないため、会計処理のハンドブックの作成等、誤りや不正が発生しない基準を作成していただきたい。

(3) 役員報酬の支出計上

保育園の運営を行うにあたって、事業責任はその事業者の経営者となります。同じ児童福祉法における放課後等デイサービス等の事業では支払うことが可能となっております。よって、役員報酬を完了報告時に支出計上できる仕組みを作っていただきたい。

⑥報告・申請について

(1) 病欠報告についてのシステム改修

現在、病欠の報告は備考欄に氏名及び日数を手打ちにて入力しているが、在席児童の入力欄に病欠日数を入力できる欄を作成していただきたい。

(2) 助成金の支払い明細が確認できるシステム改修

特に運営費に関する交付の内訳明細を確認できるシステム（又は書面）を追加していただきたい。

(3) 申請添付書類の簡素化

助成申込や月次申請（4月）等を行う際に、添付書類として毎年重複する資料が求められることがあります。よって、添付書類を一元管理できる欄を作成していただき、書類の添付重複をさける方法を検討していただきたい。

⑦監査について

（1）監査担当者への資格制度の導入

監査員の企業主導型保育事業に対する知識量が人によって、違いが見受けられます。監査員に対し、一定の知識量を持っている基準を設けていただきたい。その基準をクリアした方に監査を行っていただくことが今後の運営に必要であると考えます。

（2）監査に関する研修の実施

監査項目が毎年増加していることから、項目の増減にともなった背景や、項目における変更点、注意点等の安心安全な運営を行うための情報発信をオンライン、オフラインを含め児童育成協会により行っていただきたい。

⑧上記以外について

（1）自治体及び地区ごとにおける担当者の配置

自治体認可外保育の担当者へ、事業者が企業主導型保育事業の説明を行うことが多数見受けられました。よって、自治体ごとの知識量の違いを無くすため、地域ごとに担当者の配置を行っていただきたい。

（2）企業主導型保育事業から認可型保育事業への転向

運営がままならなく、廃止を余儀なくされた保育所や、運営を止める事業者が出てくる状況があります。助成金にて設置した社会資源であるため、自治体より公募にて運営事業者の選定を行い、認可型保育施設への転向ができるようにしていただきたい。

（3）児童育成協会に対する相談窓口の設置

現状、事業者は児童育成協会からの連絡を受けて運営を行っていますが、児童育成協会へ意見することが現状できかねています。このことから、児童育成協会への意見を受け付ける窓口の設置を検討していただきたい。

（4）児童育成協会電話窓口及び担当者の知識量の統一

児童育成協会へ電話にて問い合わせした際、担当者により回答が違うことが多々見受けられます。担当者に対し、一定の知識量を持っている基準や試験を設けていただき、その基準をクリアした方が窓口になっていただきたい。